

## 盛岡市文化会館消火器交換修繕 仕様書

### 1 概要

盛岡市文化会館に設置されている消火器を交換及び既存消火器の撤去を行う。

### 2 履行期間 契約締結の翌日から令和5年12月31日まで

### 3 履行場所

- (1) 盛岡劇場・河南公民館（盛岡市松尾町3番1号）59本
- (2) 都南文化会館・都南公民館（盛岡市永井24地割10番地1）75本
- (3) 渋民文化会館・渋民公民館（盛岡市渋民字鶴塚55番地）41本

### 4 修繕の内容

項目・仕様	数量
蓄圧式ABC粉末消火器10型（国家検定合格品）2023年製	175本
新規消火器リサイクルシール	175枚
既設消火器撤去	1式
消防手続及び立入検査	1式

※ その他、上記項目以外に必要と認められる部品・作業・諸経費等も含む。

### 5 施工

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設である為、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）

### 6 主な提出書類

- (1) 実施工程表

- (2) 修繕完了報告書
- (3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (4) その他必要なもの

## 7 その他

仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定する。